

東日本大震災からの復興に向けた決議

東日本大震災の発生から9年半余が経過しました。この間、国内外の皆様には、たくさんの温かい御支援を頂いておりますことに、心から感謝申し上げます。

特に、国においては、震災における被害が極めて甚大であったことを考慮の上、被災地に御配慮いただき、東日本大震災復興基本法及び同法に基づく復興の基本方針を定め、復興財源フレームの策定、特例措置の法制化、被災自治体の人的・財政的支援、各分野における様々な施策の実施など、手厚い措置を講じていただいているところです。

被災地では、こうした国の措置も活用しながら、北海道・東北地方一丸となって、復旧・復興に向けた懸命な努力を続けております。地震・津波被災地域では、仮設住宅の解消が進むにつれ、新たな商業施設等がオープンし、地域が徐々に震災前の賑わいを取り戻しつつあるほか、人々の生活や物流を支える鉄道、道路等交通インフラが整備され、復興の総仕上げの段階を迎えつつあります。また、原子力災害被災地域においても、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除され、復興・再生に向けた取組が着実に前進しております。

しかしながら、今なお約4万3千人もの方々が住み慣れたふるさとを離れ、避難生活を続けておられることを始め、原子力災害に関しては、農林水産業や観光業等あらゆる産業への風評が根強く残るほか、復興事業の長期化等により、復興の進展に伴う新たな問題や行政需要が発生するなど、課題は尽きません。

また、令和2年7月豪雨や、令和元年東日本台風、平成30年の北海道胆振東部地震など、近年多発している大規模災害により、被災地を御支援いただいている地域にも甚大な被害が発生していることに加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、これらの被災地域や震災の被災地の復旧が遅延するおそれもあります。

令和元年 12 月 20 日には、国において、「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」が閣議決定されました。また、令和 2 年 7 月 17 日には、「令和 3 年度以降の復興の取組について」が復興推進会議で決定され、令和 3 年度以降の復興期間が「第 2 期復興・創生期間」と位置付けられました。

国には、引き続き、被災地の復旧・復興を国政の最優先課題としていただくとともに、復興の進展に応じて生じる課題に迅速かつ適切に対応するため、現在の特例的な財政支援や各種制度を継続・拡充すること、復旧・復興に要する人員確保支援の継続及び強化を図ること、原子力災害の収束に全責任を持って対処すること、そして、被災地の実情と震災の教訓を踏まえた風評・風化対策に取り組むとともに、防災体制の強化や交通網の整備など、被災地の復旧にとどまることなく、将来を見据えた災害に強い国づくりに全力で取り組むことを強く求めます。

併せて、震災の被災地が復興を確実に成し遂げるためには、全国の皆様による御支援が不可欠でありますので、引き続き、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

震災からの復旧・復興を果たし、先人が築いてこられた美しいふるさとを取り戻すことは、我々に課せられた責務であります。引き続き、被災された方々の声に真摯に耳を傾け、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会において、これまでの御支援に対する感謝の気持ちと、被災地の元気な姿を国内外に広く発信できるよう、被災地の再生、復興を加速させていきたいと考えております。

今後の復興のモデルとなるような「新しい北海道・東北」の創造に向け、北海道東北 8 道県一丸となり、全力を尽くしていくことを強く決意し、ここに決意いたします。

令和2年10月29日

北海道東北地方知事会

北海道知事	鈴木	直道
青森県知事	三村	申吾
岩手県知事	達増	拓也
宮城県知事	村井	嘉浩
秋田県知事	佐竹	敬久
山形県知事	吉村	美栄子
福島県知事	内堀	雅雄
新潟県知事	花角	英世